

# 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	環境政策課
委託業務名	おおつエコライフチャレンジ実施業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目ほか
概要	PC、タブレット、スマートフォン等を活用し、市民に対してライフスタイルの転換（ゼロカーボンアクション）を啓発する業務
契約期間	契約締結日の翌開庁日から 令和5（2023）年3月31日まで
契約年月日	令和4年8月17日
契約金額	2,999,700円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕 特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム
契約相手方の選定理由	<p>本業務の選定業者である「特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム」は、本市が地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第38条第1項に基づき指定する、市内で唯一の地域地球温暖化防止活動推進センターとして、同条第2項各号に掲げる事業を遂行する組織であり、昨年度以前から、本業務に先行実施しているエコライフデーの推進業務を受託してきた経験と情報を保有している。</p> <p>本業務は、法第38条第2項第1号に規定されるもののうち、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を事業者及び住民に対し啓発及び広報するために行うものであることに加え、市民の意識や暮らしの中の行動を地球温暖化防止の志向に導くことを目的としていることに鑑み、本市の地域特性や市民性、関係法令の規定を把握し、適正でかつ効率的に業務を遂行できることが求められる。</p> <p>よって、上記の要件を満たせる者は地域地球温暖化防止活動推進センターである「特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム」において他になく、業務受託者として最適であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。</p>

<p>根 拠 規 程</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
----------------	--

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。